

令和5年 第2回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月22日(水) 14時00分から14時50分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(4人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	5番	山下	篤
	7番	熊谷	原
- 4 欠席委員(4人)

委員	2番	三原	一英
	4番	近井	一夫
	6番	佐々木	優
	8番	赤樫	治
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報(実勢借地料)の公表について
 - 第3 議案第2号 登別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について
 - 第4 議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - 第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	沼田	かおる
主査	高橋	洸太

7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和5年第2回総会を開会いたします。

本日は、2番三原委員、4番近井委員、6番佐々木委員、8番赤樫委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、8名中4名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議事録署名委員は、1番古町委員、7番熊谷委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第1号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料（実勢借地料）の公表について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長

報告第1号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料（実勢借地料）の公表について」ご説明します。

議案書の1ページをご覧ください。

本賃借料情報は、前年の1月から12月までの間の当市における農地法第3条第1項の規定による賃貸借の許可及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計

画に基づく賃借料のデータを元に、全国農業会議所が定める「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき算出しております。

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの当市の賃借料のデータ21件に基づき算出した数値は、10アール当たりで、

平均値が1,744円、最高値が2,364円、最低値が1,647円となりました。

なお、この賃借料情報は、本日の報告を経て登別市のウェブサイトで公表することとしています。

以上です。

議長 報告第1号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

それでは以上で報告第1号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第2号「登別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第2号「登別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」説明します。

議案書の2ページから7ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として明確に位置づけられ、同法第7条において、農業委員会の区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について、指針を定めるよう努めなければならないとされたことから、登別市農

業委員会においては平成30年2月27日付けで指針を定めているところであります。

この度、同法が、令和5年4月1日に改正施行されることとなるため、本市の指針においても改正内容を踏まえた内容に改訂するものであります。

指針の改訂に当たっては、一般社団法人全国農業会議所が示す農地等の利用の最適化の推進に関する指針の参考例を基に作成しており、これまでの「農林水産業・地域の活力創造プラン」に係る目標等に関する事項を削除し、農地利用の集積・集約化を図るため、農業の将来の在り方や農用地の効率的・総合的な利用の目標、目標の達成状況に対する評価方法について、新たに定めることとします。

以上です。

議長 議案第2号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は、そのように決定します。

次に、日程番号第4 議案第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。

これまで、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を

定めておりましたが、令和3年度分で終了し、令和4年度より、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」）の成果目標及び活動目標を設定し、推進委員等（農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員）が記録する最適化活動の具体的な状況について、翌年度、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとなりました。

令和5年度については、先に審議いただいた議案第2号「登別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂」に沿った最適化活動の目標を定めることとしました。

議案書9ページから20ページまでが資料となります。

資料10ページ及び11ページに、最適化活動の目標等を記載しております。現状の農地集積面積は、815.90ヘクタールとなっております。目標が達成されるよう令和5年度の新規集積面積を30ヘクタールとし、累計の集積面積を845.90ヘクタールとしました。

遊休農地については、市内に該当がないため、特記事項はありません。

新規参入の農地面積の目標は、令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均の1割以上とすることになっておりますので、9.0ヘクタールとしました。

また、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標については、農業委員会としての目標が達成されるよう議案書12ページのとおり設定しました。

担当区域については、現在、農業委員1名が欠員となっておりますので、その分を振り分けて作成しておりますが、7月の委員の改選後にあらためて活動目標を見直す予定であります。

次に、11ページ中段に最適化活動の活動目標を記載しております。推進委員等が最適化活動を行う日数は、令和4年度と同様に一月あたり3日としましたが、国においては、一月あたり10日を基準としていることから、今後、活動日数の見直しが必要になると考えております。

活動強化月間については、経営局長通知では、毎年三月以上設定しなければならないことから、昨年度と同様に目標を3回とし、資料のとおりのお組内容としました。

新規参入相談会への参加目標については、経営局長通知では、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとなっておりますので、目標を1回とし、具体的な内容につきましては未定としました。

議案書13ページには、推進委員等が記録する活動記録簿の様式を添付しております。活動日、場所、相手方、活動内容など必要な項目が記載されている書面であれば、この様式に替えて活用することもできます。

各推進委員等は、活動記録簿から毎月の活動日数、最適化活動の実績等を集計して、議案書14ページの様式3に取りまとめ、自らの点検・評価した結果を記入し、翌年度の4月末までに農業委員会に提出することとなっておりますので、目標で定めた月3日にこだわることなく、活動した内容を活動記録簿に記載し、点検・評価結果を提出していただきます。

農業委員会では、委員のみなさんから提出された点検・評価結果を基に、議案書15ページの様式4で最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を行い、議案書16ページから20ページの様式5により、翌年度の6月末までに登別市ウェブサイトにおいて公表することになっております。

説明は以上になります。

議 長

議案第3号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は、そのように決定します。

次に、日程番号第5 議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 局長

議案第4号は、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。

議案書の21ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が登別市 町 番地の の
、譲受人は 郡 町 番地の の
で、譲渡人が所有する農地について、
譲受人が所有権を移転するものであります。

所有権移転を行う土地は、6筆で、

1筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地のうち、
地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、
2筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地、
地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、
3筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地、
地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、
4筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地、
地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、
5筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地、
地目は公簿が畑、現況は畑で、面積は m²、
6筆目は、所在は登別市 町、地番は 番地、
地目は公簿が畑、現況は畑で、面積は m²、
となっております。

譲受人の状況についてであります。経営面積が
m²、労働力は男性が4人で女性が1人、

農業従事日数は年間1,250日、農機具等は、牛が900頭、トラクターが1台、タイヤショベルが1台となっており、譲渡人の[]の労働力及び農機具等を継承することとなります。

所有権の移転を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の22ページから24ページに記載のとおりであります。

なお、確保する機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議案書25ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

議長 　　ただいま、議案第4号について、事務局長から説明がありましたが、質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第4号は、そのように決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年第2回農業委員会総会を閉会します。